

平成23年8月1日

お客様各位

相双信用組合

東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する経過措置について

今回の大災害等にて被災されましたお客様に謹んでお見舞い申し上げます。

当組合と致しましては、地元金融機関としての役目を果たすべく、今般の地震災害等により被害を受けられたお客様に対し、当面の間の経過措置として、被災店舗「相馬港支店・浪江支店・大熊支店・富岡支店」のお客様に対しましても、会津若松相談所（大熊支店）、二本松相談所（浪江支店、富岡支店）に職員を配置し、預金支払・通帳・証書等の紛失の受付・相談、さらには融資に関する相談等に柔軟に応じ、適切に対応しております。

尚、主な内容は下記の通りです。

記

- 1) このたびの災害により、預金証書・通帳等を紛失されたお客様に対しましては、預金者本人であることを確認できる場合は、再発行等の手続きに応じております。
- 2) 今般の災害にて預金証書・通帳又は届出印等を紛失された方につきましては、本人確認のうえ払戻し用紙に拇印にて、1回1人あたり最高10万円まで柔軟に対応しております。
- 3) 今回の災害等により、定期預金・定期積金等の満期前支払いにも柔軟に対応しております。
- 4) 今回の災害等により、手形支払い及び不渡処分等については、当面関係金融機関と適宜に話し合い柔軟に対応して参ります。
- 5) 汚れた紙幣等の両替等についても、ご要望により柔軟に対応しております。
- 6) 国債を紛失した場合の相談にも柔軟に対応致します。
- 7) 今回の災害等による応急的資金を勘案し、当面資金手配・貸出金の返済条件変更等の融資相談を行っておりますので、ご遠慮なくご相談ください。

相双信用組合 下記営業店

本部： 0 2 4 4 - 3 6 - 5 5 6 1 Fax 0 2 4 4 - 3 6 - 7 0 3 3
本店： 0 2 4 4 - 3 6 - 3 1 8 5 Fax 0 2 4 4 - 3 6 - 7 2 3 2
相馬港支店仮店舗：
0 2 4 4 - 3 8 - 8 5 4 0 Fax 0 2 4 4 - 3 8 - 8 5 4 9
鹿島支店： 0 2 4 4 - 4 6 - 2 2 6 0 Fax 0 2 4 4 - 4 6 - 5 7 8 3
原町支店： 0 2 4 4 - 2 4 - 1 2 4 4 Fax 0 2 4 4 - 2 4 - 2 8 6 6
新地支店： 0 2 4 4 - 6 2 - 4 1 4 0 Fax 0 2 4 4 - 6 2 - 4 3 8 8
会津若松相談所(大熊支店)：
0 2 4 2 - 3 7 - 0 5 5 5 Fax 0 2 4 2 - 3 7 - 0 5 5 8
二本松相談所(浪江支店、富岡支店)：
0 2 4 3 - 2 2 - 6 1 3 1 Fax 0 2 4 3 - 2 2 - 6 1 4 5